

居住支援連携体制加算（自立生活援助、地域移行支援事業、地域定着支援事業）

住宅確保用配慮者に対する賃貸住宅の共有の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 40 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（株式会社ふるさと）又は同法第 51 条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援を計る体制を確保しています。

**【連携内容】**

- ・住宅確保要配慮者居住支援法人（株式会社ふるさと）と毎週 1 回連携会議を開催し、転居、更新、アパート生活上のトラブル等の共有を行っています。
- ・住宅確保要配慮者居住支援法人（株式会社ふるさと）と連携し、アパート転宅、アパート生活に関する転宅説明会の開催を行っています。